

第2章 防犯対策

児童生徒等の生命や安全を守ることは、すべての教育活動においての基礎となるものである。学校は、地域の実情等を考慮し、日常の安全確保や校内に不審者が侵入した場合の児童生徒等の安全確保及び緊急対応等について、多様な観点から対策を検討する必要がある。

他府県では、塾帰りの児童がポストンバックの中に押し込められ連れ去られる事件や薬物を吸引した成人男性が、学校敷地内に侵入する事件も発生している。県内においても不審者による声かけ事案は、度々発生しており、今後、一層防犯教育の取組みや防犯対策を充実させ、児童生徒等の危険回避能力の育成や安心安全な学校づくりを推進していかなければならない。

事件・事故はいつ、どこで発生するか全く予想できず、特に、不審者侵入による事件・事故はなおさらのことである。このような不測の出来事に対して、日頃から緊急時に対応できるような不審者侵入等に対する避難訓練等を実施し、危機意識を高め、被害を最小限度に食い止める必要がある。

そこで、児童生徒等が安心して過ごせる学校であるために、第2章は緊急対応のフローチャートを基にして、緊急時の対応、日常時の対策、対応訓練マニュアルの展開例等を示してある。これを参考に各学校に応じた独自の防犯マニュアルを作成し、児童生徒等の安全確保、学校の安全管理に役立てるよう努める。



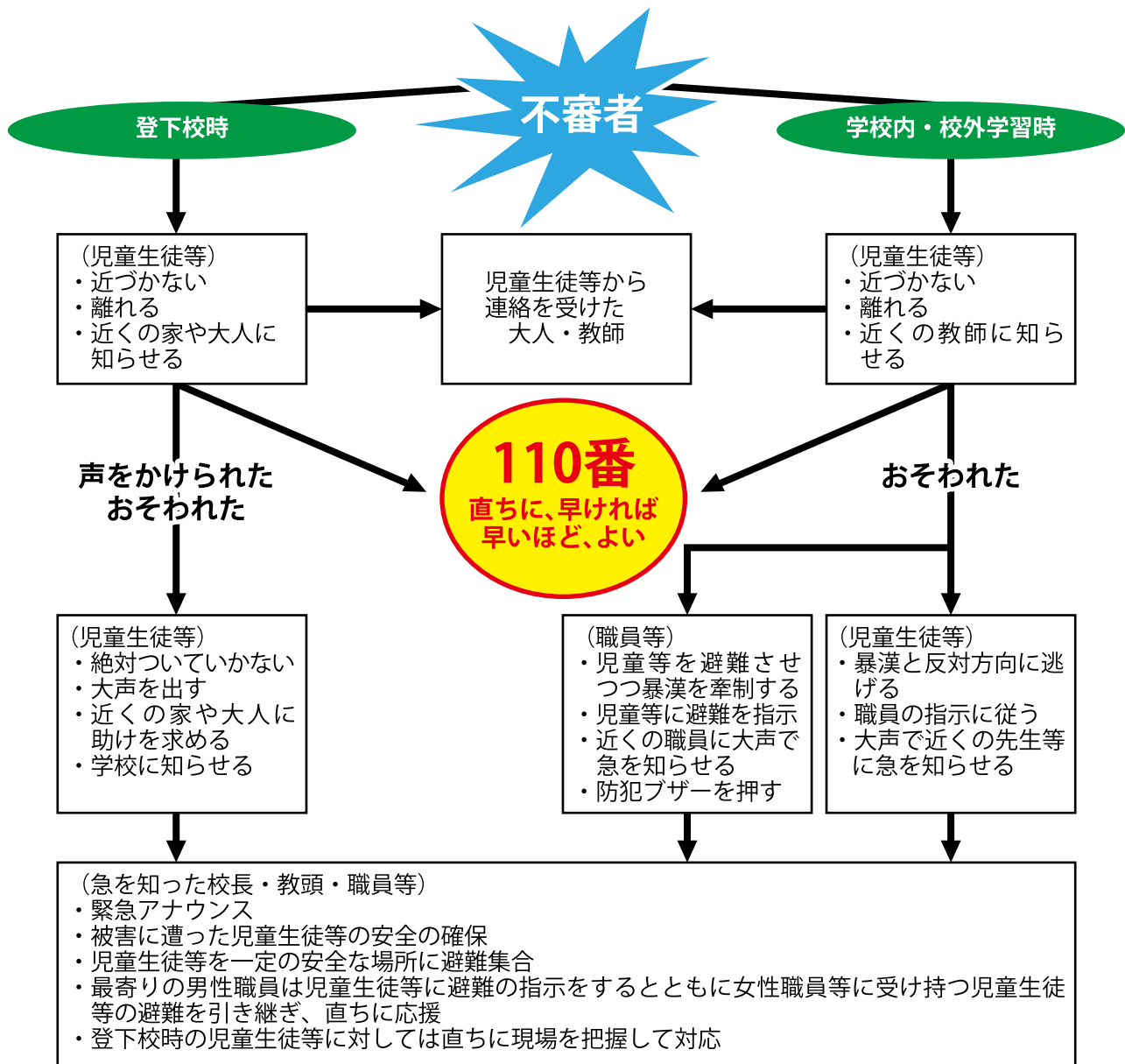
(車両乗り入れ禁止表示)



(関係者以外の立ち入り禁止表示)

1 緊急時の対応例（事故発生当日）

（1）児童生徒等の安全確保に対する緊急対応マニュアル



不審者は早期発見、早期対応で撃退

全職員の対応

校長・教頭 (園長)	教務主任 (主任)	学年主任 担任等	生徒指導 担当者	養護教諭 保健主事	事務職員等
<ul style="list-style-type: none"> 陣頭指揮 職員への連絡調整・指揮 教育委員会への報告 警察との連携 報道対応 被害児童生徒等の家庭訪問 	<ul style="list-style-type: none"> PTA役員への連絡 全保護者への連絡等 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導 児童生徒等の人員確認 安全指導 保護者への引き渡し 被害に遭った児童生徒等の家庭訪問等 	<ul style="list-style-type: none"> 現場直行 不審者への対応等 	<ul style="list-style-type: none"> 応急措置 負傷者の付添 医療機関との連携等 	<ul style="list-style-type: none"> 電話対応 各種連絡等 緊急放送(管理職がない場合)

不審者と思われる言動等

- 道を聞く時「車に乗せたり、案内させようとしたりする」
- どこかに連れていこうとする
- 刃物などの凶器を持っている
- 目がギラギラして興奮している
- 普通とは違う行動をする

児童生徒等の安全5項目

- 裏通りや人通りの少ない道を通らない・道草をしない
- 近づかない・絶対についていかない・車に乗らない
- 近くの家や大人に助けを求める
- 大声で助けを求める
- 「子ども110番の家」に助けを求める

*「子ども110番の家」は、児童生徒等を犯罪から守るため、各校区内の通学途中の民家・コンビニ・ガソリンスタンド等に設置され、緊急時には、児童生徒等を保護し、警察・学校・家庭等へ連絡します。

いかにおすし

いか

知らない人についていかない

あぶないところにいかない

の

知らない人の車には乗らない

お

あぶないときはおおきな声でさけぶ

す

安全な場所へすぐにげる

し

近くの大人や警察、家の人、学校にしらせる

(2) 対応事例

① 登下校時における対応

(事件の経緯と児童生徒等、職員、管理職の動き)

ア 事件発生

児童生徒等の動き

- ・ 「まず逃げる」「不審者との距離を保つ」
- ・ 「大声を出して助けを求める(緊急時は萎縮等して声が出なくなり易いので普段から声を出す練習をしておく)」
- ・ 「近くの家や大人に助けをもとめる」

職員の動き

- ・ 最初に急を知った職員は、緊急放送等により直ちに全児童生徒等に知れ渡るようにする。
- ・ 110番をするとともに、ケガ人がでているおそれがある場合は119番に通報する。
- ・ 校長、教頭等に報告し、全職員が連携をとり、緊急対応マニュアルにしたがい、迅速確実な対応ができるよう努める。

管理者の動き

- ・ 発生現場、被害状況等を把握する。
- ・ 現場に職員を派遣する。(複数人で)
- ・ 110番、119番通報は確実になされているか確認する。
- ・ 現場からの報告連絡がスムーズになされるとともに、警察・消防の誘導等、現場での適切な対応が出来るように的確な指示をする。

イ 被害に遭った児童生徒等の救出・救護

児童生徒等の動き

- ・ 無理に動かない、助けを待つ。
- ・ 声のでる場合は、近くの人に助けを求める。
- ・ 動ける場合は、近くの家や人に助けを求める等暴漢から逃げる。
- ・ 人質となった場合はできるだけ静かにして、暴漢を刺激しないようにする。

職員の動き

- ・ 現場に急行した職員は、児童生徒等の避難・誘導にあたる。
- ・ 暴漢が現場にいる場合は、暴漢を牽制しつつ、児童生徒等の避難・誘導にあたる。
- ・ 被害に遭った児童生徒等を救出・救護する。
- ・ 被害に遭った児童生徒等の人数を把握する。(救護されていない児童生徒等はいないか、救急車の数は間に合っているか)

管理者の動き

- ・ 現場に派遣した職員の数等は適切か判断し、現場との確実な連携（報告・連絡・措置）がとれるようにする。
- ・ 被害に遭った児童生徒等の人数、事件の軽重に応じて、救急車の要請台数、110番通報の状況の再確認等を行い、児童生徒等の救出・救護、避難・誘導等が確実になされるようにする。
- ・ 教育委員会へ連絡する。

ウ 二次被害の防止

児童生徒等の動き

- ・ 「子ども110番の家」など人がいる近くの場所へ避難する。
- ・ 学校に近い者は急いで学校に避難する。
- ・ 騒ぎのある方向から遠ざかるように逃げる。

職員の動き

- ・ 職員は、全ての通学路を点検し、児童生徒等の避難・誘導する。
- ・ 暴漢の動きに注意し、児童生徒等の避難・誘導を的確に行い、警察と連携して暴漢に対応する。

管理者の動き

- ・ 児童生徒等の登下校状況を把握する。
- ・ 校内にいる児童生徒等を安全な場所に集合させる。

教育委員会の動き

- ・ 市町村教育委員会は、学校からの情報をもとに、近隣の小・中学校へ不審者情報を発信し、注意喚起をする。
- ・ 市町村教育委員会は、学校からの不審者情報をもとに教育事務所へ報告する。
- ・ 教育事務所は、市町村教育委員会からの不審者情報をもとに県教育庁保健体育課へ報告する。

エ 保護者への引き渡し

児童生徒等の動き

- ・ 状況に応じて保護者と一緒に帰宅する。

職員の動き

- ・ 保護者への連絡をする。
- ・ 児童生徒等の人数を確認する等、全体を掌握し、児童生徒等の安全を確認する。
- ・ 保護者等への説明、引き渡し、保護者が対応できない場合は職員が対応する。

管理者の動き

- ・ P T A 役員をはじめ児童生徒等の保護者に連絡するよう指示する。（児童生徒等の登下校状況の把握を兼ねる）
- ・ 必要に応じて児童生徒等の家庭訪問を実施する。
- ・ 警察等捜査機関への協力



(刺股による侵入者の制圧状況)

② 在校時における対応

(事件の経緯と児童生徒等、職員、管理職の動き)

ア 事件発生

児童生徒等の動き

- ・ 不審者を発見したら近くの職員に知らせる。
- ・ 暴漢に襲われたら大声で助けを求めて逃げる。
- ・ 職員の指示に従い運動場、中庭等決められた場所へ避難する。

職員の動き

- ・ 児童生徒等に避難するよう指示する。
- ・ 不審者への対応を行う。(刺股や椅子・ほうき等で牽制、大声で叫ぶ等)
- ・ 近くの職員等に大声を出して知らせる。(児童生徒等を使って知らせる、火災報知器や防犯ブザーを鳴らしたり、ガラスを割るなどする。)
- ・ 児童生徒等と不審者だけにしない。
- ・ 110番、119番通報を行う。
- ・ 校長(教頭)に報告し、指示を受ける。

管理者の動き

- ・ 校長、教頭の一人は職員室(対策本部)に常時待機し、指示が出せるようにする。
- ・ 他の管理職は、現場に急行し、被害者救助及び不審者に対応する。
- ・ 校長(教頭)は緊急放送で、児童生徒等の避難を指示する。(管理職がない場合は事務職員等に放送するよう依頼しておく。)

<放送例>

緊急放送、緊急放送、ただいま、〇年〇組(場所)に不審者乱入、先生方緊急対応をお願いします。児童生徒等は先生の指示に従い、急いで避難しなさい。
繰り返します。……

イ 被害に遭った児童生徒等の救出・救護

児童生徒等の動き

- ・ 職員の指示に従う。
- ・ できるだけ動かないようにする。
- ・ 救護者に自分の居場所を知らせ、痛い部分等自分のケガの状態を知らせる。

職員の動き

- ・ 止血等、負傷した児童生徒等に対し応急処置をする。
- ・ 被害に遭った児童生徒等を保健室へ連れて行き、養護教諭に手当てしてもらう。
- ・ 被害に遭った児童生徒等の保護者に連絡する。
- ・ 救急車に同乗し、被害に遭った児童生徒等を搬送する。
- ・ 被害に遭った児童生徒等だけを教室現場に残さないようにする。

管理者の動き

- ・ 教頭（校長）は、現場に急行し、養護教諭と連携して被害に遭った児童生徒等の救助にあたる。
- ・ 110番、119番に通報する。
- ・ 教育委員会へ連絡し、指示を受ける。

ウ 二次被害の防止

児童生徒等の動き

- ・ 指示された場所に避難する。
- ・ 静かに説明を聞く。

職員の動き

- ・ 児童生徒等を整列させ、出席簿を持って確認をする。
- ・ 児童生徒等の状況を管理職に報告する。

管理者の動き

- ・ 児童生徒等の確認をし、未確認の児童生徒等が出た場合は搜索の指示をする。
- ・ 職員へ状況説明と安全指導等を行う。
- ・ 全職員で事実確認と今後の対策について共通確認する。
- ・ 教育委員会に状況報告をし、指示を受ける。

教育委員会の動き

- ・ 市町村教育委員会は、学校へ指導助言を行う。
- ・ 市町村教育委員会は、学校からの情報をもとに、近隣小・中学校へ不審者情報を発信し、注意喚起をする。
- ・ 市町村教育委員会は、学校からの不審者情報をもとに教育事務所へ報告する。
- ・ 教育事務所は、市町村教育委員会からの不審者情報をもとに県教育庁保健体育課へ報告する。

エ 保護者への引き渡し

児童生徒等の動き

- ・ 保護者等と一緒に下校する。

職員の動き

- ・ P T A役員をはじめ全児童生徒等の保護者に緊急連絡網を使って連絡し、迎えにきてもらう。
- ・ 必要に応じて保護者等へ説明をする。
- ・ 管理者の指示を受け、速やかに保護者への引き渡しを行う。

管理者の動き

- ・ 保護者への引き渡しに関しては、引き渡し場所の安全を確認し、職員へ引き渡し場所の指示を行う。

オ 家庭訪問、警察、報道機関等への対応等

職員の動き

- ・ 担任等による家庭訪問を実施、被害に遭った児童生徒等の状況を把握する。
- ・ 心のケアが必要と思われる児童生徒等がいるときは、専門機関と連携する。

管理者の動き

- ・ 状況に応じて、児童生徒等の家庭を訪問する。
- ・ 心のケアが必要と思われる児童生徒等について、教育委員会や専門機関等との組織的な連携を図る。
- ・ 外部に対する窓口を一本化し、警察の捜査協力及び報道機関等への対応を行う。



(避難場所での諸注意の確認)

③ 校外学習時における対応

ア 事件発生

児童生徒等の動き

- ・ 不審者を発見したら近くの大人や職員に知らせる。
- ・ 「子ども110番の家」へかけこみ、助けを求める。
- ・ 暴漢に襲われたら大声で助けを求めて逃げる。
- ・ 職員の指示に従って避難する。
- ・ 近くの大人や自分で110番や学校へ通報する。(職員が対応できない場合)

職員の動き

- ・ 職員は、児童生徒等を安全な場所(近くの店等)へ避難するよう指示する。
- ・ 近くにある棒や石等を持って暴漢を牽制する。
- ・ 近くの職員や大人に大声で知らせ、応援を求める。(児童生徒等を使って知らせたり、ベル等で知らせたりする。)
- ・ 携帯電話等から110番へ通報する。(ケガ人がいる場合はその状況も連絡)
- ・ 校長(教頭)に連絡する。

管理者の動き

- ・ 校長(教頭)は、職員に棒などを持って現場に急行するよう指示する。
- ・ 養護教諭は救急用品を持って現場に急行させる。
- ・ 教頭は、現場へ急行して陣頭指揮にあたる。(校長不在の時は学校待機)

イ 被害に遭った児童等の救出・救護

児童生徒等の動き

- ・ 職員の指示に従う。
- ・ 人質となった場合はできるだけ静かにして、暴漢を刺激しないようにする。
- ・ ケガをしている場合は動かないようにし、自分の状態をきちんと話す。
- ・ 出血のある場合は自分の手で押さえ、止血する。

職員の動き

- ・ 児童生徒等が人質として取られている場合は周囲を囲み牽制し、警察の到着を待つ。
- ・ 負傷した児童生徒等に止血等応急処置を行い、状況により近くの車や救急車等で病院へ搬送する。

管理者の動き

- ・ 教頭は暴漢への対応や負傷者の救護等の陣頭指揮を行う。
- ・ 教頭は状況を把握し、校長へ連絡する。
- ・ 校長は教育委員会へ、通報を入れ、指示を受ける。
- ・ 病院へ搬送された児童生徒等の保護者へ状況を報告し、病院に案内する。

ウ 二次被害の防止

児童生徒等の動き

- ・ 静かにして、職員の指示に従う。
- ・ ケガや体調が悪い場合は職員に知らせる。

職員の動き

- ・ 安全な場所で人員及びけが等がないか確認する。
- ・ 不明者が出た場合は管理者に報告し、捜索をする。
- ・ 人員が確認されたら、安全を確認し学校へ引率する。

管理者の動き

- ・ 児童生徒等の人員や健康状態を確認するよう指示する。
- ・ 保護者へ連絡して学校へ迎えにきてもらう。保護者が対応できない場合は職員が送る手配をする。

教育委員会の動き

- ・ 市町村教育委員会は、学校からの情報をもとに教育事務所へ報告する。
- ・ 教育事務所は、市町村教育委員会からの不審者情報をもとに県教育庁保健体育課へ報告する。

事後処理等

- ・ 病院に搬送された児童生徒等がいる場合は病院にお見舞いをする。
 - ・ 臨時職員会議を開き、事実確認をする。
 - ・ 状況により、心のケアについて検討する。
 - ・ 登下校について、保護者や警察・地域防犯ボランティア団体等の協力を得るようにする。
 - ・ 事件の概要を緊急連絡第一報で教育委員会へ報告する。
- * 事件（事故）の報告様式は、資料31頁を参照

☆報告の流れ



2 日常の対策

(1) 安全確保の具体的な取組

① 来校者への対応

学校は、来校者名簿の備え付けやネームカード等を着用させるなど、児童生徒等が安心して学校生活を送れるように日常の安全対策に努める。



ア 出入り口と受付の明示 目に付きやすい場所へ

- 来校者が分かりやすいように、掲示板や各昇降口などに入入り口や受付等の案内表示を工夫し、丁寧な印象を与え、学校に入ることへのとまどいを軽減するように努める。

イ 事務室等の表示案内 丁寧さと分かりやすさ

- 事務室や校長室、各教室などの表示案内を濃淡や色分けするなど工夫し、各場所の位置関係が把握しやすいような配慮に努める。

ウ 来校者名簿の備え付け 必要項目と簡潔に書ける工夫

- 来校者名簿は、本人の氏名、対象者、来校時間、終了時間等の程度にとどめ、煩わしさを感じさせないで簡潔に記入が出来るように工夫し、表示や筆記用具を備え付けるとともに、玄関などの記入しやすい場所に設置するように努める。

エ 「来校者証」やネームカード等の着用 協力者のあかし

- ネームカード等の着用は、来校者の存在が一目で分かり、協力者の証であるとともに、これまで以上に職員と来校者のコミュニケーションが深まる効果があると考えられるので、保護者や業者、練習試合の他校職員等来校者ごとの色変えなどの工夫に努める。
- 授業参観や学年・学級PTA等の学校公開日には、地域の方々には学校指定の名札等を案内とともにあらかじめ送付する等の工夫に努める。

オ 来校者への声かけ 顔が見える信頼関係

- 来校者を見かけたら相手に不快感を与えないよう配慮しながら、あいさつや状況に応じて、「受付は事務室で行っております。」「何かお困りですか。」「どなたをお待ちですか」などと声をかけ、相互の信頼関係づくりに努める。

② 児童生徒等への指導

ア

実態把握

緊急にやるべき事

児童生徒等が自らの判断・行動で、自らの安全確保ができてい
かどうかの実態把握を行う。



- (ア) 通学路の安全マップを活用し、危険箇所を知らせているかどうか。
- (イ) 登下校に際しては、安全な通学路を使用しているかどうか。
- (ウ) 自分の通学路を保護者に知らせているかどうか。
- (エ) 複数の仲間で登下校しているかどうか。
- (オ) 普段は誰と登下校しているかを保護者に知らせているかどうか。
- (カ) 「子ども110番の家」を知っているかどうか。
- (キ) 「子ども110番の家」に実際にいったことがあるかどうか。
- (ク) 「子ども110番の車」を知っているかどうか。
- (ケ) 「子ども110番の車」の利用方法を知っているかどうか。
- (コ) 被害はなくても、不審者と思われる者を見たり、聞いたりした場合は、学校の職員や家の人に話をしているかどうか。
- (サ) 不審者に声をかけられたり、追っかけられたりした場合には、どうすればいいかを分かっているかどうか。
- (シ) 部活動や遊びなど外出するときは、「目的、誰と、いつ、何処に、何時に帰るか」を家の人に連絡しているかどうか。



子ども110番の家



子ども110番の車

イ

分析・指導

次にやるべき事

アンケート等で実態を分析し、安全等に係る指導事項の明確化及
び重点化と実践的な指導を行う。



- (ア) 安全な通学路を使用することは、地域の目が届きやすく、自分の安全を確保しやすいとともに他の大人の助けも得やすいことなどを十分に理解させ、実践できるよう保護者との協力のもと指導を徹底する。

- (イ) 自分の登下校の道順を保護者に教えることや仲間との登校、誰と登校しているかを皆が知っていることは、万が一の時、お互いが連絡しあったり、支え合ったりするなど自他の安全確保にとっては、非常に重要であることを理解させ、指導を徹底する。
- (ウ) 不審者であるかどうかの的確な判断能力を高める指導を徹底する。

▼不審者ではないかと思われる例

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の様子をキョロキョロと伺っている。 ・ 家又は学校内外付近をウロウロしている。 ・ 家又は学校付近を乗車したまま長時間停車している。 ・ 道を尋ねるふりをする。 ・ ○○さんの家知らない、車に乗って案内してと誘う。 ・ 犬（猫）が逃げたので、一緒に探そうと誘う。 ・ あなたはどこの学校、何年生としつこく聞く。 	
--	---	--

- (イ) 不審者と思われる人に声をかけられた場合は、絶対について行かない。また、追っかけられたりした場合は、大きな声で叫ぶとか近くの家や大人に助けを求めるか、「子ども110番の家」や「子ども110番の車」を活用するよう指導を徹底する。
- (ウ) 自分のいる場所や行動を常に家の人分かるようにし、緊急事態の時は迅速な対応ができるよう、上記の（エ）の習慣化やヒッチハイクは絶対しないなどの指導を徹底する。

ウ

新たな指導

事件の教訓を生かしてやるべき事

安全に関する指導体制や施設設備を総点検し、これまでの教訓を踏まえた指導を行う。



- (ア) 事故はいつでも、何処でも、誰にでも起こり得るということを理解させ、自ら積極的に自己の安全確保について、真剣に考え、行動するなど安全に関する意識を高める指導の徹底を行う。
- (イ) 緊急時に身の安全を助けるためのホイッスルや携帯用の警報ブザーの所持と活用に関する指導の徹底を行う。
- (ウ) 児童生徒等の発達状態に応じて、警察等の関係機関・団体の協力を得た護身術や防犯講話の実施を行う。
- (エ) 学校や地域の実態を踏まえた緊急対応マニュアルを作成し、児童生徒等が身に付けるため、緊急時の避難経路の確認などの実地訓練を行う。

③ 職員の取組

職員は児童生徒等と接する時間が長く、その安全確保にとっては大きな存在であるとの自覚や安全に関する意識と実践力を高める。



ア 意識の高揚

- 従来の安全指導に対する意識を見直し、児童生徒等の安全確保のための対応策の確立に努める。

イ 総点検の実施

- 児童生徒等の安全を確保するための人的、物的環境であるかどうか、積極的に点検項目の見直しや点検方法の改善などを行う。必要に応じて、専門家、保護者等との連携を通じた点検を行う。（29・30頁の資料参照）

ウ 定期的、継続的な活動

- 体育館の裏やプール周辺など校舎内外の死角等を中心に、複数の職員で巡視したり、PTAや警察等と協力してのパトロールを定期的、継続的に行う。

エ 道具の活用

- 緊急時に迅速な対応ができるよう、職員はホイッスルや携帯用ブザーの所持、刺股、イス、ホーキ等を活用して暴漢に対応できるようにする。

オ 能力の育成

- 万が一の場合を想定し、警察や専門家等の協力を得て、護身術や防犯指導等の能力を高める研修会などに積極的、主体的に参加し、児童生徒等及び自己の身の安全を守る力をつける。

カ マニュアルの作成

- 緊急な状況をいつでも想定し、児童生徒等及び自身の安全確保が迅速かつ的確に行動できるよう、それぞれの学校の実態等に即して、緊急対応マニュアルの作成と実践的な訓練を実施する。

キ 危険回避能力の育成

- 各教科等の授業を通して、防犯教育を展開し、児童生徒等に危険回避能力の育成を図る。

④ PTA・地域及び関係機関との連携

児童生徒等が安心して、学校生活、社会生活を送るためには、学校はもとより、PTAや地域及び関係機関等と一体となった取組みが不可欠である。

そのためには、実際の行動を通じた効果的な連携に努める。



ア 学校内外のパトロールの実施 関係機関との連携で過重負担に配慮

- 学校は、学校安全ボランティアやPTA、警察等と連携し、過重負担にならないよう配慮しながら、日常的、継続的に学校内外の巡視活動ができるように努める。

イ 「子ども110番の家」等避難場所の再確認、拡充 実際に通ってみる

- 「子ども110番の家」など児童生徒等の緊急避難場所の实地確認や新たな設置の検討など、実際に即した取組みの充実に努める。

ウ 学校・警察等連絡協議会の拡充 ニーズに応じる

- 学校・警察等連絡協議会は、情報の共有や協議等通じて、児童生徒等への指導やパトロールを行うなどの連携を図ってきたが、課題等に対応するための連絡協議会に地域住民、諸団体等を加えた組織に拡大させ、児童生徒等の安全確保に向けた活動の充実に努める。

⑤ 施設・設備の改善

児童生徒等の学校生活や社会生活をより充実するため、人的な環境づくりと物的な環境づくりが融合した体制で安全確保に努める。



ア 門扉の施錠・閉鎖 保護者や地域への説明

- 各学校や地域の状況に応じ、門扉の施錠や登下校時以外の門の閉鎖など、学校への不審者侵入防止に努める。

イ 防犯カメラの設置 いざという時のために

- 防犯カメラを設置し、不審者の侵入に備えた物的な環境づくりに努める。

ウ 警報ブザーやインターホンの設置 いざという時のために

- 警報ブザーやインターホンを教室や廊下に設置し、設置場所をわかりやすく表示したりするなど緊急時に備えた望ましい物的な環境づくりに努める。

エ **無断立ち入り厳禁の看板設置** 児童生徒等を守ることが主眼

- 保護者との信頼関係を高め、児童生徒等の安全確保ができるよう、学校への無断立ち入りを禁止する看板の設置や増設などに努める。あわせて、外国人にもわかるように工夫した方が望ましい。

オ **門やフェンス等の修理・点検** 安全確保と環境整備

- 門やフェンス等の点検や破損箇所の修理をできるだけ早めに行い、不審者の侵入防止を図るとともに、望ましい学習環境の整備に努める。
- 防犯カメラの設置により、早期発見が可能になる。

⑥ **保護者や地域等とのコンセンサス**

具体的な取組み等をより効果的に進めるためには、児童生徒等はもとより保護者や地域住民及び関係者等とのコンセンサスの構築に努める。



ア **安心・安全な学校** 理解を得る説明等

- 今日の社会状況を踏まえ、児童生徒等一人ひとりの安全を守り、心身共に安定した学校生活ができる環境づくりを進めるには、学校や家庭地域、関係機関・団体が相互理解を図り、行動連携を充実させる必要がある。そのためにはPTA総会や学級PTA等を通して説明責任に努める。
- 門扉の開閉や施錠、防犯カメラの設置などは、あくまでも児童生徒等の安全確保を最優先とした対策である。学校は、保護者や地域に開かれた学校づくりに努めることが必要である。

⑦ **市町村教育委員会の役割**

- 市町村教育委員会は、防犯に関する注意喚起文書を配布し、被害防止に努める。
- 市町村教育委員会は、学校訪問等を通して安全管理についての指導助言を行う。

(2) 緊急対応訓練マニュアル

① はじめに

今まさに、各学校における職員の危機管理意識のさらなる高揚が必要とされている。つまり、リスクマネジメントとして、「予想される危機を未然に回避すること」と「発生した危機の影響を最小限に押さえること」の両側面から、職員一人ひとりが日常の学校教育活動の中で安全管理意識を持ち、さらに、学校全体として校長・教頭がリーダーシップを発揮し、組織的にリスクマネジメントしていくことが必要である。

② 訓練の必要性

- ア 職員や児童生徒等の危機管理意識を高める。
- イ 外部からの侵入者への対処の仕方や効果的な児童生徒等の避難・誘導の方法を具体的に研鑽するとともに、緊急時の連絡や学校組織体制の確立を図る。
- ウ 反復訓練によって、職員や児童生徒等が危機的状況において冷静に行動できる能力を身につけさせる。

③ 訓練計画の立て方

- ア 訓練の目的を明確にする。
- イ 警察や消防、教育委員会等他機関・部署等との連携による訓練をする。
- ウ 学校の立地条件、グラウンド、建物等校内の状況、職員(男女別構成比)や児童生徒等の数等実情に応じて、避難経路及び効果的な避難方法の確認をする。
- エ 侵入者の凶器所持の有無、危険度等あらゆる場面を想定した効果的な訓練とする。
- オ 危機に直面して、職員がそれぞれの役割を熟知して、役割分担に沿って行動できるように訓練を行うとともに、児童生徒等に対しても緊急時にとるべき行動を体得させるような訓練をする。(緊急度に応じた訓練の実施)
- カ 暴漢に対する牽制訓練、避難誘導、緊急時の連絡通報訓練を短時間に反復した、実践的な訓練を取り入れる。

④ 訓練の実施

- ア 反復して実施する。
- イ 訓練は、体が条件反射的、自然に行動できるようにする。
- ウ 職員や児童生徒等がそれぞれの役割や行動を理解できるように訓練する。
- エ いざという時恐怖感や緊張感等から声が出なくなるため、訓練中「声を出す」。

ア 訓練計画書作成例

不審者侵入に対する緊急対応訓練計画書

〇〇〇小中学校

1 訓練目的

不審者侵入等緊急時における、不審者への職員の対応、児童生徒等の避難・誘導が円滑に行われるようにする

2 訓練日時

平成〇〇年〇〇月〇〇日 午前〇〇時〇〇分から午前〇〇時〇〇分まで

3 訓練場所

〇〇〇小学校〇〇校舎及びグラウンド

4 訓練要員

校長以下職員 〇〇 名

児童生徒等 〇〇〇 名

※ 職員のみや全児童生徒等又は一部児童生徒等参加の訓練もありうる。

5 訓練指揮及び指導員（進行係等）

(1) 総指揮～校長若しくは教頭

(2) 指導 ～安全主任 〇〇先生 若しくは 生徒指導主任 〇〇先生

6 役割分担（班編制）

※ 別紙として作成（作成例を添付する）

※ 職員の任務分担等

※ 避難する児童生徒等の班（クラス毎、グループ毎等）編成

7 訓練項目

(1) 不審者対応要領

(2) 通報連絡要領

(3) 避難誘導要領

(4) 暴漢に対する牽制要領……等

※ 全ての訓練項目を入れた総合訓練や項目毎の部分訓練を実施する。

8 訓練を想定した事例

事例1～グラウンドに侵入した不審者を発見し、第一発見者は直ちに日頃から確立された通報システムにより校内に警報を発し、不審者に近い教室は静かに不審者から遠い方の教室へ移動、合流して、教室の中から鍵を閉める。

校長は直ちに110番するとともに、不審者の状況を注視し、状況に応じて男性職員数名により不審者を牽制する。

事例2～〇年〇組に不審者が侵入して暴れている。担任は直ちに教室備え付けの防犯ブザー又は放送設備、緊急通報設備で児童生徒等に急を知らせるとともに、大声で近くの教室に急を知らせる。近くの教室の職員は連携して児童生徒等を避難させるとともに不審者が侵入した教室の応援に向かい、暴漢の牽制、説得にあたる。

校長等は直ちに110番、119番するとともに、的確な児童生徒等の避難誘導を行うとともに、被害状況を確実に把握し児童生徒等の救出・救護にあたる。

事例3～通報、連絡のみ、又は暴漢に対する防御訓練のみ等部分的な訓練も有効である。

※ 最初から不測の事態を想定した訓練を行うのではなく、まずは基本的対応を体得させる。

※ 基本ができれば、応用を取り入れることも重要である。

※ 過去の教訓を踏まえた訓練を実施することが重要である。

9 訓練進行

別添訓練時系列作成例の通り

10 その他

(1) 避難経路、不審者、職員、児童生徒等の動き等を図面にしておくとう分かりやすい。

(2) 訓練計画の策定及び実施については、必要に応じて警察との連携を考慮する。

イ 訓練体制表（又は班編制表）作成例

訓練指揮					
校長 ○ 訓練全体を指揮統括する					
訓練指導					
教頭 ○ 訓練の準備、進行 安全主任若しくは ○ 訓練の総括指導 生徒指導主任 ○○先生					
不審者	不審者侵入教室	応援班	救出・救護班	避難・誘導班	報告・連絡班
	○年○組 (担任 以下 名)	班長 班員 名	班長 班員 名	班長 班員 名	班長 班員 名
○ 不審者として運動場に現れる	○ 不審者侵入教室として不審者からの攻撃に対する防衛、避難を行う ○ 被害者を指定し救出・救護を受ける	○ 不審者侵入教室へ応援に向かう ○ 不審者の牽制と児童生徒等の避難指導を行う	○ 不審者侵入教室等において被害児童生徒等の救出・救護を行う ○ 救急車到着までの応急措置を行う ○ 被害にあった児童生徒等の人数の把握	○ 児童生徒等の避難誘導を行う	○ 状況の把握 ○ 校長への報告 ○ 110番、119番通報を行う (但し、重複してもよいから、誰からでも通報するものとし、報告・連絡班は必ず通報する) ○ 保護者等への対応 ○ 教育委員会等への連絡

ウ 訓練時系列表作成例

事例1 (不審者がグラウンドに現れた／声かけ、通報連絡訓練重視)

時間	想定	職員の動き	児童生徒等の動き	備考(訓練指示等)
08:55				訓練開始を指示
09:00	不審者が校庭に現れる	(声かけ訓練) 各先生方数名に 「どちら様ですか」「どこにご用ですか」と声をかけながら相手の動きに適切に対処する訓練を行う	児童生徒等数名について、不審者を発見した場合の対処(離れる・逃げる)、近くの職員又は職員室へ通報する訓練を行う	
09:30		(通報等訓練) 〇〇先生が発見し隣の教室へ連絡 (防犯ブザー又は教室備え付けの放送設備等で児童生徒等へ警戒呼びかけ) 順次隣の教室へ警戒呼びかけ(伝達方式の場合) 不審者から一番近い距離にある教室の〇〇先生は児童生徒等を〇〇先生の教室へ避難させ教室を施錠し合同して不審者に対処する (2～3の教室の先生が合同で不審者に対応した方が守りやすい)	〇〇先生の指示に従って〇〇先生の教室へ移動	校長は直ちに110番通報をする(予め警察と連絡をとっておき、実際にパトカーを派遣してもらう)
09:35	不審者は暴れない(比較的小となしい不審者を想定)	〇〇先生と〇〇先生が不審者のところへ向かう		パトカーの到着を待つ暇のない場合は、男子職員〇〇名を不審者のところへ向かわせ、牽制を行わせる
09:40		不審者を警察官に引き継ぐ		パトカーが到着 (警察官に不審者の位置を教示する)
09:45				訓練終了を指示

事例2（教室に不審者が侵入した場合）※ 訓練内容については各学校で工夫すること

時間	想定	職員の動き	児童生徒等の動き	備考（訓練指示等）
08:55 09:00	不審者が教室に乱入	<p>担任は児童生徒等に大声で避難を指示するとともに、防犯ブザー、校内放送設備又は緊急通報装置を使って児童生徒に急を知らせつつ、暴漢の牽制にあたる ※上記の設備がない場合は、大声で隣又は近くの教室に急を知らせる</p> <p>急を知った隣又は近くの職員は、侵入した教室から離れた方向（職員室方向等）に児童生徒等を避難誘導する その際、近くの教室同士が合流し職員一人あたり2ないし3のクラスの児童生徒等の避難誘導にあたり、児童生徒等を他の職員に託した職員は侵入した教室の応援に向かい、暴漢の牽制、被害にあった児童生徒等の救出・救護にあたる</p> <p>避難誘導しながら常に大声を出して何が起きているかを他に伝える</p> <p>複数の職員で有効に連携して暴漢の牽制・制圧にあたる （防衛訓練／動きを止め児童等の避難する時間を稼ぐ等の工夫をすることにより被害を防止する）</p> <p>他の職員は被害に遭った児童生徒等の救出・救護にあたる ※その際は、他にも被害に遭った児童生徒等がないかどうか周囲をよく見回し正確に把握するとともに、動ける児童生徒等は安全な場所に移動させ、動けない児童生徒等については止血等の措置をほどこして救急車の到着を待つ</p>	<p>暴漢から反対の方向に逃げる 大声で何が起ったかを近くに知らせる 担任の指示をよく聞く</p> <p>職員の指示をよく聞き、冷静かつ迅速に行動する</p> <p>児童生徒等2人が被害に遭っていた （重症の場合は、無理に現場から動かさず安静にする軽傷の場合は、現場から移動させる）</p>	<p>訓練開始を指示</p> <p>校長は直ちに110番及び119番通報（予め消防、警察に連絡をとっておき、実際にパトカー、救急車を派遣し、警察官及び救急隊員が教室に向かう）をするとともに校内放送で緊急事態であることを児童生徒等に知らせる</p> <p>連絡要員（1人ないし2人）を残して、他の職員は全て（できるだけ多く）侵入した教室及びその近くの教室に向かわせる</p> <p>直ちに児童生徒等の避難場所を決定し、集合させ、限られた職員で暴漢の牽制・制圧、避難誘導、児童生徒等の救出・救護が効果的に行われるように役割分担を適切に行うようにする</p> <p>（止血等応急措置の訓練）</p>
09:10	暴漢が制圧される	暴漢を制圧		パトカーが到着 （警察官に暴漢の位置を知らせる）
09:11		暴漢を警察に引き継ぐ		救急車到着 （救急車を誘導する）
09:12		負傷者を救急車に収容		訓練終了を指示



(教室内の不審者侵入への対応)



(不審者対応護身術訓練)

(3) 防犯教育学級活動指導案例 [小学校低学年]

① 題材 「あぶないとき どうする! (不審者)」

② 本時の学習

ア ねらい

知らない人に声をかけられた時、どうすればよいか考え、自分の身を守る方法を理解させる。

イ 本時の授業の工夫

話し合いの場面において、ロールプレイで役割演技をすることにより、声かけ事案の具体的な場面をイメージさせ、自分で状況判断し、安全な行動がとれるようにする。

③ 展開

段階	話し合いの順序	指導上の留意点 ○予想される児童の反応 □教師の手立て	目指す児童の姿と評価方法
導入 (5)分	1 題材について確認 2 本時のめあての確認	<input type="checkbox"/> アンケートの結果を活用し、題材の確認をする <input type="checkbox"/> 本時のめあてを板書し、全員で読み合わせることで、めあてを確認させる <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content;"> ・知らない人に声をかけられた時、どうすればよいか考えよう ・「いかのおすし」を守れるようにしよう </div>	
展開 (33)分	3 話し合い (1) 「いかのおすし」について確認する (2) それぞれの場面についてロールプレイをする ① 「好きなものを買ってあげる」と言われたとき ② 「道を教えて」と言われた時 ③ 「お母さんが事故にあった」と言われた時 ④ 「写真をとらせて」と言われた時	<input type="checkbox"/> 安全教室で教わった「いかのおすし」について思い出させる <input type="checkbox"/> 「いかのおすし」のポスターを活用し、反復練習させ、5つの行動について理解させる <input type="checkbox"/> 非常時には、どう行動すればいいのか、なんと伝えればいいのか、具体的に決めて、実際にやってみる(ロールプレイ) <input type="checkbox"/> 役割演技を恥ずかしがる <input type="checkbox"/> 誘いの事例は教師が行い、真剣に演技をさせる。具体的な場面をイメージさせる <input type="checkbox"/> 知らない人には絶対についていけないことを話す <input type="checkbox"/> 「子ども110番」について知らせる	【知識・理解】 ・「いかのおすし」について理解している(観察) ・知らない人に声をかけられた時、どう行動すればよいか具体的な方法を考えている ・真剣にロールプレイに取り組んでいる 【思考・判断・実践】 ・危険な場面を想定し、よりよい解決方法などについて考え、判断し、実践している(ロールプレイ)
終末 (7)分	4 自己決定 5 話し合いの振り返り 6 先生の話	<input type="checkbox"/> わかったことやこれから気をつけていくことを発表させる <input type="checkbox"/> 知らない人に声をかけられても、絶対についていけない <input type="checkbox"/> 「いかのおすし」を守る <input type="checkbox"/> 「子ども110番」の家を覚える <input type="checkbox"/> 安全に行動することの大切さについて話し、防犯に対する意識を持たせるようにする	・わかったことやこれから気をつけていくことを積極的に発表している

【資料1】 防犯に関わる安全管理

1 学校で取組むべきこと

対 象	項 目
<p>日常の安全確保</p>	<p><職員の共通理解と校内体制></p> <ul style="list-style-type: none"> □児童生徒等に関する教職員の共通理解と意識の高揚 □危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成や校内体制の整備 <p><来訪者の確認></p> <ul style="list-style-type: none"> □学校への来訪者への案内・指示、誘導、入り口や受付の明示 □敷地や校舎への入口等の管理 □来訪者への声かけや名札等による識別 <p><不審者情報に係る関係機関等との連携></p> <ul style="list-style-type: none"> □学校周辺や地域の不審者情報に係る関係機関等との連携・情報提供体制の整備 <p><始業前や放課後等における安全確保の体制></p> <ul style="list-style-type: none"> □始業前や放課後等における職員の校内巡回等の実施 <p><授業中や昼休み等における安全確保の体制></p> <ul style="list-style-type: none"> □授業中や昼休み等における職員の校内巡回等の実施 <p><校外学習や学校行事における安全確保></p> <ul style="list-style-type: none"> □校外学習や学校行事での綿密な計画の作成と安全の確認 □児童生徒等への事前の安全指導の十分な実施 □緊急事態が発生した場合の連絡方法等の確立 <p><安全に配慮した学校開放></p> <ul style="list-style-type: none"> □開放部分と非開放部分との区別の明確化と不審者の侵入防止策（施錠等）の実施 □保護者やPTA等による学校安全のボランティアの推進 □地域学校安全委員会の設置と充実 <p><学校施設面における安全確保></p> <ul style="list-style-type: none"> □校門、外灯、校舎の窓・出入口等の破損、施錠の状況の点検・補修 □警報装置、防犯監視システム、通報機器を設置している場合の作動状況の点検、警察や警備会社等との連絡・通報体制の整備 □死角の原因となる立木等の障害物の有無、隣接建物等からの侵入の可能性の確認と対策の実施
<p>緊急時の安全確保</p>	<p><不審者情報がある場合の連絡等の体制></p> <ul style="list-style-type: none"> □警察へのパトロール等の要請など速やかな連携 □緊急時の登下校の方法について対応方針の策定 □保護者やPTA、学校支援の安全ボランティア等の学校内外の巡回等の協力体制の整備及び情報の共有 <p><不審者の立ち入りなど緊急時の体制></p> <ul style="list-style-type: none"> □校長、教頭又は他の職員への情報伝達、児童生徒等への注意喚起、避難誘導等に速やかに対応できる体制の確立 □警察、消防署等の関係機関や教育委員会への通報体制の整備 □緊急時に備えた職員による安全確保の訓練や児童生徒等の避難訓練等の実施 □警備員等を配置している場合、巡回パトロールの効果的な実施と速やかな対応ができる体制の整備 <p><緊急時の安全確保の対応></p> <ul style="list-style-type: none"> □学校の危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）に基づいた、チェックや対応

2 家庭や地域社会の協力を得て取組むべきこと

対 象	項 目
日常の安全確保	<p><家庭への働きかけ></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「不審者情報の警察や学校等への速やかな伝達、危険な場所の確認や屋外での行動の注意事項の家庭での話し合い <p><学校外の安全確保のための地域の関係団体における取組></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> PTA、自治会、地域防犯協会、青少年教育団体、地域安全ボランティア団体等の協力を得ての、学区内の危険箇所の点検や「声かけ運動」等の取組み <p><登下校時、授業中、学校開放時等における安全確保のための地域の関係団体の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 登下校時、授業中、学校開放時等における安全確保のための関係団体との連携・協力による巡回指導等の取組みの実施 <input type="checkbox"/> 「子ども110番の家」等の地域安全ボランティア等の体制整備・充実
緊急時の安全確保	<p><不審者の情報がある場合の取組体制の整備></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> PTA、自治会、地域防犯協会、青少年教育団体の協力を得ての、各家庭への注意喚起、授業中や放課後等における学校内や周辺、学区内の巡回指導、集団登下校への同伴等の取組体制の整備 <input type="checkbox"/> 学校や関係機関等からの注意依頼の文書等の各家庭への配布や地域での掲示、電話、メールの配信等、速やかな周知体制の整備

3 通学路の設定と安全管理

対 象	項 目
通学路の設定	<p><通学路の条件></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> できるだけ歩車道の区別がある <input type="checkbox"/> 区別がない場合、交通量が少ない、幅員が児童生徒等の通行を確保できる <input type="checkbox"/> 見通しが良く危険箇所がない <input type="checkbox"/> 横断箇所に横断歩道、信号機が設置され、又は、警察官等の誘導が行われている <input type="checkbox"/> 犯罪の可能性が低いなど
通学路の安全確保	<p><防犯にかかわる安全確保のための方策></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 通学路を通過しての登下校の指導 <input type="checkbox"/> 通学路の要注意箇所や危険箇所の把握 <input type="checkbox"/> 通学路の要注意箇所や危険箇所のマップ作成や児童生徒等への周知 <input type="checkbox"/> 児童生徒等の登下校時の緊急避難場所の周知 <input type="checkbox"/> 登下校時等の緊急事態発生時の対処法（大声を出す、防犯ブザーを鳴らす、逃げる等）の指導 <input type="checkbox"/> 登下校時の緊急時の対処法の指導と訓練の実施

参考文献：「生きる力をはぐくむ学校での安全教育 P 108・P 109・P 111」

【資料2】 緊急連絡報告様式

緊急連絡 [第○報・最終報告書]

報告期日 平成 年 月 日

学校名 ()

校長名 () 印

事件・事故名	○年生女子生徒による○○
1 児童生徒名	○○中学校 1年 女子
2 事故発生日 時刻・場所	平成○年○月○日() 午後○時頃 ○○市○○ ○○交差点
3 概 要	※ 時系列での内容を記入すると共に別添資料を加えてもよい。
4 判明期日 時刻・理由	○月○日(○) ○○時に発見者から母親に連絡があり、母親から学校へ連絡があった。
5 学校生活の 様子	出欠状況等について必要に応じて記載
6 対 応 ※時系列 ※箇条書き ※管理職の対応 を含む	○月○日 16:30 学校は、○○……。○校長は、○○……。○PTAは、○○……。 17:00 教育委員会は、○○……。
7 これまでの 指導状況	(1) 交通安全教室の実施。 ①安全な自転車の乗り方について(○月)警察官による実技 ②交通安全全般について(○月)・・・警察官による講話 (2) 交通安全集会の開催(○月)・・・校長講話 (3) 学校内の安全点検の実施(○月)・・・安全主任を中心とした全職員による安全点検 (4) 通学路の安全点検(○月)・・・PTAと職員による危険箇所の点検
8 今後の 指導方針 ※何を、いつ、 どうする	(1) 新年度の初めに交通安全指導の徹底を行う。 (2) 毎月、校内外の危険箇所の再点検と対応を行う。 (3) 年度の初旬、中旬、下旬を目処にPTA及び地域、関係者と連携した取り組み等を行う。
9 そ の 他	関係機関等の活用及び連携 ・○○警察署から情報提供を受ける ・校長、教頭、生徒指導部主任、スクールカウンセラーで対応 ・県教育庁保健体育課へ一報及び報告書提出